

2) ガバナンス部門

鈴木 敦（教授・憲法）

2023 年度の研究活動およびそのアウトプットについて。

昨年度に引き続き、自身の研究活動として、科研費・基盤研究(C)「アメリカ側占領関係者の聞き取り調査記録を用いた日本国憲法制定過程の再検討」に基づき、日本国憲法体制成立史に関する研究を継続して行った。今年度は、2023 年 5 月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが「5 類感染症」に移行し法律に基づく外出自粛がなくなるなど国レベルでの方針転換があったことを踏まえて、本研究課題の主たる目的であった国外での資料調査を実施することができた。具体的な成果としては、2023 年 9 月にアメリカ合衆国ミズーリ州のハリー・S・トルーマン大統領図書館を訪問し、同館所蔵の「デイル・M・ヘレガース文書」の調査を行い、文書中に含まれている聞き取り調査関係史料（インタビュー筆記録、手紙類、その他関係文献等）全体の写真撮影を行うことができた。本資料は、主に 1970 年代に行われたアメリカ側日本占領関係者を対象とした聞き取り調査記録であるが、①比較的早い時機に行われている点、②周到な事前調査を踏まえている点、③広範かつ体系的な調査となっている点において重要な意義を持つものと言える。

なお、前年度までの資料調査と研究の成果を踏まえつつ、2023 年 5 月には、「憲法 9 条をめぐる政府解釈と改憲論の展開」という論題で、『憲法研究』第 12 号に論文を公表した。また、これら一連の調査活動と並行し、申請者のこれまでの制憲史研究の中にオーラル・ヒストリーから得られた知見をどのように位置づけるべきかという問題についても実践的な考察を進めてきた。本年度の実績としては、近時日本国内において再び注目を集めた内閣憲法調査会資料の一つである所謂「平野文書」を取り上げて厳密な史料批判を加えるなど聞き取り記録として扱われてきた資料の信頼性を再検証する作業を行い、その成果をいくつかの研究会において報告した。これら研究会での質疑・応答を踏まえ、現在、新たな論攷を準備中である。

その他（教育活動ほか）

教育活動としては、全学教育科目として「社会の認識（日本国憲法）」（2 単位）を、法学部専門科目として「演習Ⅱ」（3 単位）・「憲法Ⅱ」（2 単位）を、研究大学院科目として「憲法学特殊演習」（2 単位）をそれぞれ担当した。

論文

論文標題	誌名	発行年	頁
憲法 9 条をめぐる政府解釈と改憲論の展開	『憲法研究』第 12 号	2023 年	53-66 頁